

南山城村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

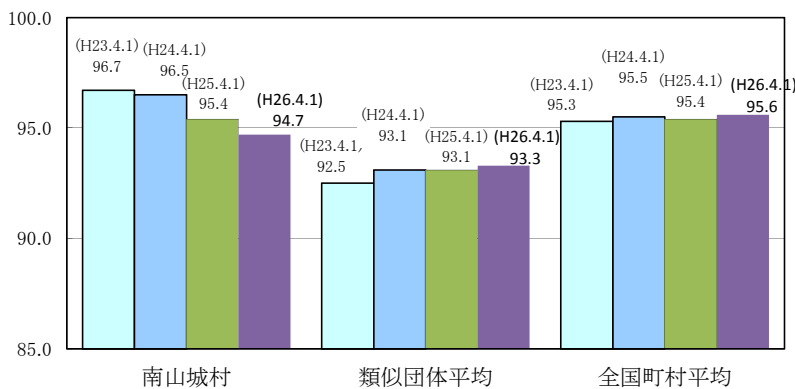
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 3,047	千円 2,735,889	千円 53,288	千円 365,651	% 13.4	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	人 43	千円 140,140	千円 19,444	千円 54,983	千円 214,567	千円 4,990	千円 5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円	%	%	%

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	%	月	(%)	月	月	月

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※南山城村に人事委員会は設けていません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施  未実施  ]

未実施の理由 国と手当制度が異なることから民間の給与水準との均衡が維持できないこととなるため

② 地域手当の見直し

南山城村は地域手当を支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南山城村	41.5 歳	310,632 円	338,013 円	385,988 円
京都府	44.3 歳	335,952 円	428,204 円	385,291 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.2 歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南山城村	— 歳	0 人	—	—	—	—	— 歳	—	—
うち学校給食員	— 歳	0 人	—	—	—	—	— 歳	—	—
うち保育所給食員	— 歳	0 人	—	—	—	—	— 歳	—	—
京都府	54.0 歳	285 人	360,702 円	413,695 円	395,484 円	—	— 歳	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	— 歳	—	—
類似団体	50.3 歳	3 人	268,323 円	294,171 円	283,287 円	—	— 歳	—	—

区分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南山城村	— 円	— 円	—
うち学校給食員	— 円	— 円	—
うち保育所給食員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分	南山城村	京 都 府	国	
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	179,700 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	145,400 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）**

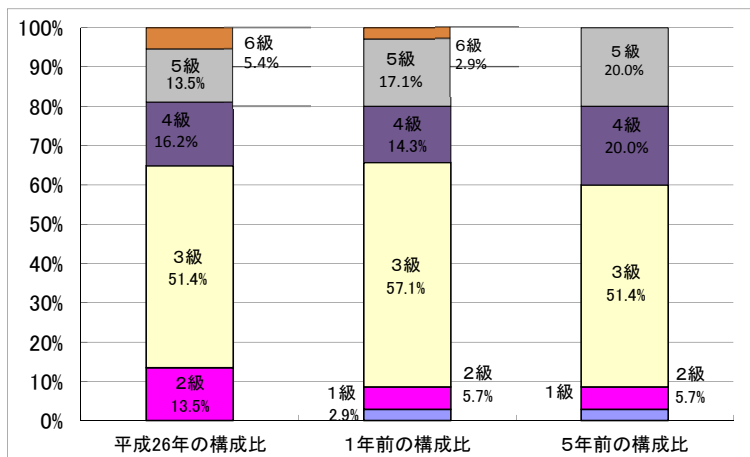
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	277,200 円	296,200 円	343,000 円	394,300 円
	高校卒	237,700 円	260,900 円	316,100 円	376,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）**

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事及び定型的な業務を行う職務	0 人	0.0 %	135,600 円	243,700 円
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	5 人	13.5 %	185,800 円	309,200 円
3 級	係長及び主任の職務	19 人	51.4 %	222,900 円	356,400 円
4 級	課長補佐の職務	6 人	16.2 %	261,900 円	390,100 円
5 級	課長、課長代理及び主幹の職務	5 人	13.5 %	289,200 円	402,500 円
6 級	参事、困難な職務を所掌する課長等の職務	2 人	5.4 %	320,600 円	424,600 円

- (注) 1 南山城村職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

勤務評定未導入につき、一律支給
-----------------

**4 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

南山城村	京都府	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,599 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — )月分 ( — )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級5%・4・5・6級10% ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10%・20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）**

勤務評定未導入につき、一律支給。
------------------

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

南 山 城 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)		
1人当たり平均支給額 940 千円 0 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
村全域	0 %	52 人	0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		—	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		—	%	
手当の種類(手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象職員	支給実績(年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	3,788 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	90 千円
支給実績(24年度決算)	2,750 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	65 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円。扶養家族1人につき6千500円。ただし、配偶者のいない職員の扶養家族の1人目のみ、1万1千円。満15歳の年度初めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5千円を加える。	同じ	—	4,909 千円	196,360 円
住居手当	家賃支払いは月額23千円以下の場合家賃額-12千円。月額23千円を超える場合は(家賃額-23千円)×1/2+11千円(限度額27千円)	同じ	—	1,292 千円	323,000 円
通勤手当	片道2km以上5km未満2千円。片道5km以上10km未満41百円。片道10km以上15km未満65百円。片道15km以上20km未満89百円。片道20km以上25km未満113百円。片道25km以上30km未満137百円。片道30km以上35km未満161百円。片道35km以上40km未満185百円。片道40km以上45km未満209百円。片道45km	同じ	—	3,350 千円	74,444 円
管理職手当	課長 給料×10%	—	—	3,255 千円	406,875 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分	給料	月額	
		額	等
給料	村長	670,000 円 ( 一円 )	840,000 円 / 230,400 円 (参考)類似団体における最高/最低額
	副村長	570,000 円 ( 一円 )	705,000 円 / 385,000 円
報酬	議長	275,000 円 ( 一円 )	395,000 円 / 140,000 円
	副議長	200,000 円 ( 一円 )	310,000 円 / 115,000 円
	議員	170,000 円 ( 一円 )	290,000 円 / 100,000 円
期末手当	村長 副村長	(25年度支給割合) 2.95 月分	
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.95 月分	
退職手当	村長	(算定方式) 基礎給料月額×530/100×在職年数	(1期の手当額) 14,204,000 円 (支給時期) 任期ごと
	副村長	基礎給料月額×315/100×在職年数	7,182,000 円 任期ごと
備考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

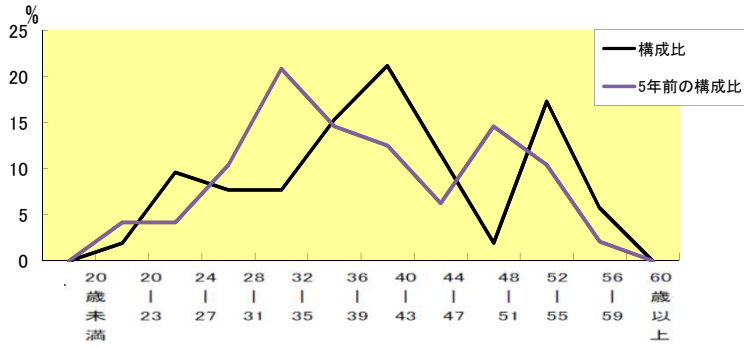
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		平成25年	平成26年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	業務の増(南山城自然の家が京都府より移管)	
		総務	10	11	1		
		税務	6	6	0		
		農林水産	3	3	0		
		商工	3	3	0		
		土木	3	4	1		技師の増
		民生衛生	11	11	0		
	計	40	42	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 137.84 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 181.76 人)		
	教育部門	3	3	0			
	消防部門						
小計	43	45	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 147.69 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 218.36 人)			
公営企業会計等部門	病院	2	2	0			
	下水道その他	5	5	0			
	小計	7	7	0			
合計		50	52	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 170.66 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	4人	4人	8人	11人	6人	1人	9人	3人	0人	52人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度								過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
一般行政	48	39	40	40	40	40	42	3(7.7%)	△6(△12.5%)	
教育	8	3	3	3	3	3	3	0(%)	△5(△62.5%)	
警察								(%)	(%)	
消防								(%)	(%)	
普通会計	56	42	43	43	43	43	45	3(△7.1%)	△11(△19.6%)	
公営企業等会計	6	6	6	7	7	7	7	1(16.7%)	1(16.7%)	
総合計	62	48	49	50	50	50	52	4(8.3%)	△10(△16.1%)	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

**7 公営企業職員の状況**

※南山城村では地方公営企業法を全部適用する公営企業がありませんので、省略します。